

最長8年間で最大144万円補助

喜多方市奨学金償還支援事業

喜多方に住み、喜多方で働く方の

奨学金の償還を 支援します！



喜多方市では、若年層の市外流出を抑制するとともに、市外からの流入を促進させ、市内への定着を図ることを目的に、奨学金の償還を助成します。

※「償還」と「返還」は同じ意味ですが、この制度では「償還」としています。

◆対象者◆

資料提供：喜多方観光物産協会

大学、大学院、短大、高専、高校等の在学生、卒業者（30歳未満）の方で、

- ①8年以上喜多方市に定住する見込みであること
- ②市内の事業所に8年以上継続して勤務する見込みであること

※卒業年度から就職前までに「助成金交付対象者」として認定を受けることが必要です。

◆対象就職先◆

喜多方市内の事業所であれば業種は問いません。※公務員は除く

※ただし、本社が市内であっても、勤務地が市外の場合は、対象になりません。

※自営業や農業などの就業も別に定める基準を満たせば対象となります。



◆対象奨学金◆

喜多方市の奨学金、福島県の奨学金、日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金

※日本学生支援機構の第二種奨学金は、元金のみが支援対象となります。

詳しくは、裏面をご覧ください

【問い合わせ】

喜多方市 産業部商工課 商工業・雇用・創業支援室

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 電話 0241-24-5233

E-mail syoukou@city.kitakata.fukushima.jp

市HPはこちら(各種様式もダウンロードできます) →



◆事前認定の申請方法◆

助成金の交付を受けようとする方は、以下の期間までに事前に認定を受ける必要があります。

●在学生：在学する大学等の卒業年度の4月1日から3月末日までの間。

(4年制大学の場合、4年生時に認定を受けてください。)

●既卒者：市内の事業所に就職する前日まで。

◆認定を受けた方が、次のいずれにも該当する場合に助成金を交付します。

- 1 市内の事業所等に正規雇用により就職し、1年以上継続して勤務していること。
- 2 市内に定住することを目的として1年以上継続して市内に住所を有していること。
- 3 奨学金の償還に対する助成を他から受けていないこと。
- 4 市に納付すべき市税、その他の滞納がないこと。
- 5 奨学金の償還に滞納がないこと。

◆助成の金額と期間◆

●金額 年間の助成金額は、通常の1年間の償還額(利子分を除く)で、18万円を上限とします。※千円未満切り捨て

●期間 助成要件を満たした年度から卒業した大学等の正規の修業年数の2倍の期間で、最長8年となります。



助成金を申請しようとする方

就職 1年目

市内に居住し
市内の事業所に就職

就職 2年目

4月

就職 3年目 以降

4月

認定申請から助成金交付までの流れ



【提出書類】

喜多方市奨学金償還支援事業助成金交付対象者認定申請書

【添付書類】

- ①在学生の方は、奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの
- ②既卒者の方は、奨学金償還証明書又はこれに準ずるもの及び卒業証明書

1年間勤務した後に・・・



助成金交付申請

居住・就職のいずれか遅い日から1年後以降
4月1日から10月31日まで

【提出書類】喜多方市奨学金償還支援事業助成金交付申請書

【添付書類】在職証明書、住民票の写し、市税納税証明書、
奨学金残高証明書、奨学金償還証明書

助成金を交付



実績報告書を提出



助成金交付申請

毎年
10月31日まで

【提出書類】【添付書類】は、2年目に同じ

市役所

喜多方市役所

対象者として認定

申請書を確認

申請書を確認